

堺環共第335号
令和5年5月16日

大阪府知事 吉村 洋文 様

堺市長 永藤 英機
(公 印 省 略)

南港発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)第14条第4項の規定に基づき、令和5年3月20日付け環保第2408号で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

(別紙)

南港発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見

- 事業計画の具体化に当たっては、発電設備の稼働に伴う大気質への影響を可能な限り低減するため、最新の対策技術の導入等について検討すること。また、可能な限りCO₂排出量の削減を図り、ゼロカーボン燃料やCCUS等の最新技術の早期導入に積極的に取り組むこと。
- 工事中及び運転開始後の資材等の運搬車両の運行計画の策定に当たっては、渋滞の発生状況を考慮し、道路交通騒音の著しい区間や事故危険個所（特に通学路）における運搬車両の走行を避けるなどの配慮を行うこと。
- 事業の実施により動植物への影響が生じるおそれがある場合は、動物、植物及び生態系を環境影響評価項目として選定し、可能な限り影響を低減するよう配慮すること。